

令和7年度国見町医療施設等物価高騰対策支援金交付要領

1 目的

原油価格や物価高騰の影響を受けている医療施設等の負担軽減を図るため、町内の医療機関等に対し支援金を交付します。

2 交付対象施設

(1) 対象施設

支援金の交付対象は、次のいずれにも該当する施設とします。

- ① 町内に所在する別表に掲げる施設
- ② 令和7年4月1日から申請日において施設を運営し、休止及び廃止の予定がないこと

(2) 対象外施設

次のいずれかに該当する施設は、支給の対象外となります。

- ① 市町村又は一部事務組合が開設、運営又は出資する施設
- ② 「国見町燃料費等高騰対策企業支援金」を申請し、交付又は交付予定の施設
- ③ 国見町暴力団排除条例(平成24年国見町条例第1号)に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものが開設、運営又は出資する施設
- ④ その他、本支援金の目的に照らして適当でないと町長が認めた施設

3 支援額

支援金の交付額は、別表のとおりとします。

4 申請手続き

(1) 申請書類

- ① 国見町医療施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(第1号様式)
- ② 振込先が確認できる書類(預金通帳等)の写し

(2) 申請期限

令和8年5月15日(金)まで

(3) 問い合わせ・申請書提出先

国見町ほけん課保健係 電話024-585-2783

※9:00~17:00 土日・祝日を除く

(4) 審査・振込

申請書類を審査し、支援金交付の可否を決定し、国見町医療施設等物価高騰対策支援金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により通知します。その後、指定口座へ支援金を振り込みます。

別表

交付対象施設	要件	支援金額
診療所(無床) 歯科診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関であること ・ 社会福祉施設の医務室は除く 	定額 200,000 円
薬局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険薬局であること 	定額 100,000 円
施術所	<ul style="list-style-type: none"> ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師が開設していること ・ 受領委任取扱い施術所又は保険医療(療養費)の対象施術を行っていること ・ 同一施設ではき法(※1)と柔整法(※2)の開設をしている場合は、いずれか一方 ・ 出張専門は除く 	定額 50,000 円

※1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)

※2 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)